

監査公表第18号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和元年11月19日

敦賀市監査委員	安久彰
同	中村淳
同	有馬茂人

公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の実施日

令和元年8月26日（月）

2 監査の対象

敦賀赤レンガ倉庫

指定管理者 株式会社 丹青社

主 管 課 観光部新幹線まちづくり課

3 監査の方法

平成30年4月1日から令和元年6月30日までに執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務について、帳票及び帳簿等の審査を行うとともに、関係者から提出資料に基づく説明を聴取した。

4 監査の結果

今回監査を実施したところ、施設の管理に係る出納その他の事務については、事業報告書及び財務事務の執行等を審査した結果、概ね適正に行われていると認められた。

ただし、次の事項については、指定管理者及び主管課において適正な措置等をとられ、施設目的に即した運営をお願いしたい。

(1) 指定管理料について

指定管理者制度の趣旨に沿って運営に関してはしっかり行っているところであるが、指定管理料の用途については、より透明性を持ったわかりやすいものであることが望ましい。当該施設における指定管理業務に係る経費等について、指定管理者及び主管課との協議により明確化を図り、さらなる運営の充実に努めていただきたい。

(2) 備品の取扱いについて

当該施設の運営及び指定管理業務に係る備品の購入に際し、その性格上敦賀市が購入すべきものか指定管理者が購入すべきものかを両者協議の上、適切に

判断する必要がある。また購入備品の金額に応じ敦賀市が固定資産として計上するものについては、指定管理者においても固定資産として認識し台帳等により整理し、後々の施設管理に支障を来たさないよう適切な処理に努めていただきたい。

(3) 月次収支報告における人件費について

月次収支報告のうち支出の部における人件費については、実払給与等に消費税率を掛けた額が計上されている。指定管理者によれば、人件費については指定管理料収入に対する消費税額に見合う仮払消費税が発生しないため、消費税の納付必要額を人件費に含ませて処理しているとのことであるが、通勤手当については消費税を二重に課していることになり、処理の仕方に一貫性が認められない。この消費税相当額は人件費に含めるのではなく、別途、消費税額を明瞭に表記する形で収支報告を行っていただきたい。